

更新日 平成26年2月6日

担当：経理課・保全課・治山課  
・森林整備課・資源活用課

## 平成26年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について

「平成26年度公共工事設計労務単価」(以下、「新労務単価」という。)が決定されましたのでお知らせします。

「平成25年度公共工事設計労務単価」(以下、「旧労務単価」という。)に比して新労務単価が全職種単純平均で約7%と大きく上昇していることから、近畿中国森林管理局では平成26年2月1日以降に発注する森林土木工事及び調査業務、請負事業において新労務単価を適用することとし、下記のとおり措置を行うこととしております。

なお、新労務単価は近畿中国森林管理局経理課で縦覧することができます。

### 記

#### 第1 措置の内容

##### (1) 現在、入札公告中の工事等

新労務単価の適用を入札公告等に記載する訂正公告を行い、新単価を適用して見積りを行い入札されるよう皆様に周知致します。

##### (2) 平成26年2月1日以降に入札公告を行う工事等

全て新労務単価を適用します。

##### (3) 旧労務単価適用で平成26年2月1日以降に契約を締結する工事等

第2に定める森林土木工事及び調査業務、請負事業の受注者は、「国有林野事業工事請負契約約款」及び「国有林野事業業務請負契約約款」、「造林事業請負契約約款」、「製品生産事業請負契約約款」の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

##### (4) 平成26年2月1日以前に契約し翌年度へ工期がまたがる工事等

受注者に対し、今回の労務単価の改定を踏まえて、請負代金額の変更の協議が可能となる場合があることを周知致します。

#### 第2 第1の(3)に係る対象工事等

平成26年2月1日以降に契約を行う森林土木工事及び調査業務、請負事業のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の森林土木工事及び調査業務、請負事業にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明することとしております。

#### 第3 第1の(3)に係る請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額＝新労務単価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率  
※当初契約の落札率は、小数点以下第4位を四捨五入し第3位止めとする。